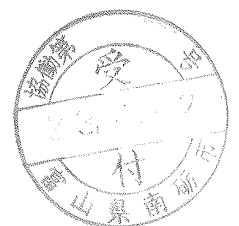


要 望 書

平成 23 年 度

社団法人 日本建築士事務所協会連合会
社団法人 富山県建築士事務所協会



平成 23 年 // 月 / 日

南砺市長

田 中 幹 夫 殿

要 望 書

建築が国民生活及び社会環境の形成に及ぼす影響は大きく、建築物の質の向上は社会的要請となっております。

建築士事務所の健全な発展により建築文化の向上を図るため、以下のとおり要望いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

会 長 三 栖 邦 博



社団法人 富山県建築士事務所協会

会 長 近 江 吉 郎



公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われますよう強く要望いたします。

業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法や基準等を国土交通大臣が告示で示したものです。建築物の安全性の確保と質の向上を図るには、設計・工事監理業務が、適切かつ円滑に実施されるよう、業務報酬が合理的かつ適正に算定されることが必要です。

構造計算書偽装事件を契機として、平成18年8月に取りまとめられた社会資本整備審議会答申において、旧業務報酬基準（昭和54年建設省告示第1206号）の実効性のある見直しが指摘され、建築士事務所に対する実態調査等を行った上、平成21年1月7日に告示第1206号が廃止され、新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）が定められました。

つきましては、新しい業務報酬基準の意義を十分理解され、その実効性を高めるためにも、地方自治体における公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、これを尊重し、遵守されますよう強く要望いたします。

公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望いたします。

平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」）に基づく基本方針では、「公共工事に関する調査・設計の契約にあたっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある」とされ、「技術提案による価格と品質が総合的に優れた内容の契約」、「技術者の経験やその成績評定結果の適切な審査・評価」など七項目にわたり内容が示されています。

また、平成19年には、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進する「環境配慮契約法」が施行され、国、独立行政法人の発注する建築物の設計についても、原則的に「環境配慮型プロポーザル」とすると規定されました。

このような状況の中、まだ多くの地方自治体では、残念ながら公共建築物の設計・工事監理業務の発注において価格競争による入札方式が採用され、特に近年においては、厳しい経済状況の中、さらなる低価格入札が生じております。価格による設計者選定は、設計等の業務の品質低下を招き、ひいては建築物の品質の低下につながる恐れがあり、品確法や環境配慮契約法の主旨にも反することになります。

社会資産としての公共建築物は、質の高いものでなければならないことは当然のことであり、建築設計等の業務は、その品質により建築物の質を大きく左右するものがあります。従いまして、建築物の設計・工事監理業務の発注につきましては品確法の主旨に則り、価格以外の要素を考慮した設計者の選定方式を採用されますよう特段のご配慮をお願いいたします。

建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件としていただくよう要望いたします。

平成17年末に発覚した構造計算書偽装事件では、建築士事務所の信頼性が極めて損なわれ、建築士事務所の損害賠償責任についての担保の重要性が指摘されました。その結果、平成18年6月の改正建築士法では第24条の6「書類の閲覧」の条文に「建築士事務所の開設者は、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類を閲覧させなければならない」旨規定されました。

このように賠償責任保険への加入等への措置は極めて重要なことであり、建築士事務所の保険への加入促進は建築主に対する義務を果たすとともに、建築士事務所の経営基盤の安定のため、欠かすことのできない施策になっていくことと考えます。

従いまして、公共建築物の建築設計・工事監理業務の発注にあたりまして、建築士事務所の賠償責任保険の加入状況を十分考慮のうえ、選定がなされるよう要望いたします。

公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及センター)の実績を活用していただけるよう要望いたします。

建築CPD情報提供制度は、建築士等の継続職能・能力開発の一層の推進を図るため、平成18年に建築関係諸団体(11団体)が、それぞれ独自のCPD制度を活用・統合する形で、新たに立ち上げた制度(事務局:(財)建築技術教育普及センター)で、建築士等が、一定の審査基準に従い認定された研修等を履修した実績を記録・管理し、その内容を証明することで、行政等が、業務を担当する建築士等を評価することができる仕組みとなっています。

本制度により、いずれの建築関係団体に所属する建築士等であっても、共通の基準による講習・研修等の受講実績を統合的に管理・評価することが可能となりました。また、より一層の充実・円滑な運用に向け、平成23年4月1日から、推奨単位(12単位)を設定しました。

既に、国土交通省では、平成20年5月に、官庁営繕事業における設計及び工事監理業務の受注者選定に際し、担当する建築士等の評価の対象に、本制度の実績を組み入れる方針を決定するとともに、一部の地方自治体におきましても、設計者選定等において、本制度の実績を活用する試みが広がっており、制度の規模も拡大しているところです。

公共建築物の設計等業務の品質確保にあたっては、受注者の技術的能力を適切に評価することが極めて重要であり、その適切な評価基準等として、建築関係諸団体が共同で参画・運営する本制度をご活用いただくことが、最も効果的かつ公平な手段となり得ると考えます。

従いまして、公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、「建築CPD情報提供制度」をご活用されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。